周知の埋蔵文化財包蔵地確認シート

名古屋市

・太線内を記入し、照会したい土地を明示した地図とあわせてお送りください。
・宛先は、FAX【052-972-4202】またはE-mail【a3268-02@kyoiku.city.nagoya.lg.jp】です。

照会年月日	令和　　年　　月　　日		
照会者 （担当の方をご記入ください）	会社名		
	所在地		
	氏名		
	電話番号　　FAX		
	メールアドレス		
照会する土地 （地番までお書きください）	名古屋市　　区 ※港区は、周知の埋蔵文化財包蔵地はありません。		
目的 （○で囲んでください）	個人住宅建設　・　集合住宅建設　・　会社等建設　・　解体工事 事前調査（不動産売買、鑑定など）　・　その他（　　）		
回答年月日	令和　　年　　月　　日	**対応者**	
回答 （今後の取り扱い）	□　周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しません（事前の届出は不要 ※１）。 □　周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しますが、既に滅失しています（事前の届出は不要 ※１）。 □　周知の埋蔵文化財包蔵地に近接しています（※１）。 （　　遺跡に近接） 工事中の埋蔵文化財の不時発見を避けるため、事前に埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査の実施をご検討ください。 □　周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しています。 （　　遺跡に該当） 文化財保護法第93条に基づき、土木工事に着手する予定日の６０日前までに届出（「埋蔵文化財発掘の届出について」）が必要です。届出提出の前に教育委員会と事前協議を行ってください。 なお、埋蔵文化財の残存状況を確認するため、試掘調査の実施が必要となることがあります。 ※１　工事中に埋蔵文化財を新規発見した場合は、文化財保護法第96条に基づき、届出が必要です。		
連絡先	**名古屋市教育委員会文化財保護室** 住所：〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目１－１ TEL：０５２－９７２－３２６９／FAX：０５２－９７２－４２０２ 対応時間　午前８時４５分～午後５時３０分 （祝休日・年末年始を除く平日のみ）		

※現在、周知の埋蔵文化財包蔵地の有無照会は、電話では受け付けていません。ご了承ください。